

## 今後の審議に向けて

### 1 今後の審議課題

#### (1) 新しい統計法において求められている事項

##### ① 国民経済計算の「作成基準」の設定に関する審議

統計法第6条において、

- ・ 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定める。
- ・ 作成基準の設定・変更にあたっては、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

と規定されており、内閣総理大臣からの諮問に対して、統計委員会において、審議・答申を行う必要がある。

##### ② 公的統計の整備に関する基本計画、統計法の施行状況の報告に関する意見表明への関与

統計法第4条において、

- ・ 政府は、公的統計の整備に関する基本的な計画を定めなければならない。
- ・ 総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

と規定されているところ。

また、同法第55条において、

- ・ 統計委員会は、統計法の施行状況に関する報告があったときは、統計法の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

と規定されている。

これらについては、国民経済計算に限定されるものではないが、国民経済計算として内容を審議し、統計委員会の総会ないし関連する部会に意見表明することが必要ではないか。

#### (2) 国民経済計算を取り巻く環境変化への対応

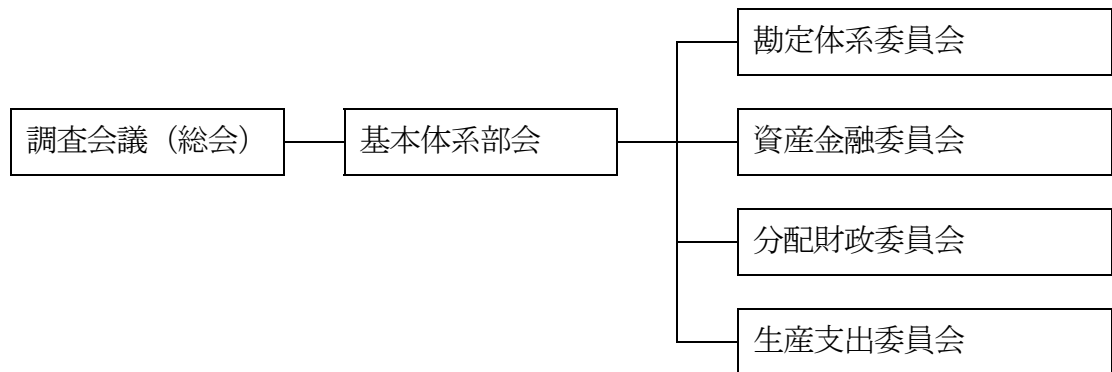
##### ① 「93SNAの改定（Revision1）」への対応

現在の国民経済計算に関する国際的基準である「1993年SNA」については、国連を中心に改定作業が進められており、我が国も各種国際会議への出席等を通じて作業に参画してきたところ。

改定の内容は、賦課方式の年金の負債計上や、研究開発投資（R&D）の資本計上等であり、93SNA導入のような、概念上の大きな変更というものではない。

来年3月の国連統計委員会において、改定SNAが採択される見込みであるところ、我が国への導入について、議論する必要がある。

なお、93SNAの導入に際しては、国民経済計算調査会議の下に、1部会及び4委員会を設置し、平成6年～12年にかけて審議を行った。



### (3) 現在の国民経済計算調査会議で行われている審議の継続

#### ①推計手法

速報と確報の乖離を縮小させるような推計方法の改善

#### ②F I S I M

本体系導入に向けた検討

#### ③資本ストック

新たな資本ストック推計に向けた検討

#### ④公的部門

政府諸機関の分類（格付け）、公会計との調和

## 2 今後の審議体制について

(1) 本年10月を目途に、内閣府に、「統計委員会」が設置される予定。

統計委員会の構成（部会の設置等）は、現時点では未定であるが、国民経済計算に関する部会を1つ設置し、その下に専門小委員会（現在の国民経済計算調査会議の各種検討委員会に相当）を設置する方向で、関係機関と検討してまいりたい。

(2) 専門小委員会の設置に関しても、統計委員会において検討・決定されることであるが、

① 国民経済計算の「作成基準」の設定に関する議論及び93SNAの改定に関する議論を行う委員会が必要ではないか。

（現在の体系整備検討委員会に相当）

② それとは別に、年次推計や速報の推計手法を検討する委員会が必要ではないか。

（現在の推計手法検討委員会に相当）

③ それ以外に、分野別の委員会が必要ではないか。

資本ストック、財政、金融、等

等の論点があり、関係機関と検討してまいりたい。